

令和6年第3回長久手市議会定例会
追 加 議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
議案第63号	令和元年度購入令和2年度小学校教科書改訂に伴う教科用図書及び指導書（単価契約）の買入れの追認について	教育委員会
議案第64号	令和5年度購入令和6年度小学校教科書改訂に伴う教科用指導書等の買入れの追認について	教育委員会

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月30日(月)午前10時開議

第1 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 議員派遣の結果について

第2 議案第63号令和元年度購入令和2年度小学校教科書改訂に伴う教科用図書及び指導書（単価契約）の買入れの追認について及び議案第64号令和5年度購入令和6年度小学校教科書改訂に伴う教科用指導書等の買入れの追認について

（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第52号から議案第64号まで並びに請願第2号及び請願第3号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第4 議員派遣の件

令和6年9月4日

広報広聴協議会広聴部会長 山田かずひこ

議員派遣結果報告書

令和6年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
広報広聴協議会広聴部会出張アンケート
- 2 目的
市民の意見聴取のため
- 3 派遣場所及び日時
下記のとおり

派遣場所	日時
北小学校 (北小校区夏まつり)	7月27日(土) 午後5時から午後6時まで
安昌寺 (安昌寺観音祭り)	8月10日(土) 午後6時から午後7時まで
市役所第2駐車場 (ながくて夏フェス)	8月31日(土) 午後3時から午後5時まで

派遣中止

- 4 派遣議員

山田かずひこ、ささせ順子、伊藤真規子、大島令子、おくだけんじ、川合ともゆき、富田えいじ

- 5 概要

シール形式でのアンケート

- 6 所感

令和6年1月の彦根市議会への視察を参考に、議会側から多くの市民が集まるイベント会場へ出向くことは、市議会の活動等認知にも繋がると考え、広聴部会で新しい取り組みに挑戦した。

多くの来場者が見込まれる市内3か所の夏まつりでアンケートを実施する予定であったが、台風10号が接近していたため、ながくて夏フェスでの実施は中止とした。アンケートを実施した2つの場所では、市議会の「のぼり」を立てながら、積極的に部会員から市民に話しかけ、北小校区夏まつり121名、安昌寺観音祭り123名、計244名の回答をいただいた。

市民は、どの会場でもアンケート調査に協力的であり、対話型で気軽に参加でき意見を出すことができる新たな取り組みは効果的であったため、今後も継続していく必要があると感じた。

今回のアンケート調査の結果を議会報告会にて報告するため準備を進めている。

議員派遣の件

令和6年9月30日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第117条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

第12回長久手市議会議会報告会

1 目的

議会活動の報告

2 派遣場所

北小校区共生ステーション、長久手交流プラザ

3 期間

令和7年1月25日（土）

4 派遣議員

全議員

委員会付託表（教育福祉委員会）

議案番号 件 名

議案第 6 3 号 令和元年度購入令和 2 年度小学校教科書改訂に伴う教科用図書及び指導書（単価契約）の買入れの追認について

議案第 6 4 号 令和 5 年度購入令和 6 年度小学校教科書改訂に伴う教科用指導書等の買入れの追認について

令和6年度 市議会年間会期日程案

第1回臨時会・第2回定例会会期日程(案)				第3回定例会会期日程(案)			
月	日付	曜日	会期25日間(第2回定例会)	月	日付	曜日	会期29日間
4月	24	水		8月	14	水	
	25	木	10:00 正副二役打合せ		15	木	
	26	金	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明		16	金	10:00 正副二役打合せ
	27	土			17	土	
	28	日			18	日	
	29	月			19	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	30	火			20	火	
5月	1	水			21	水	
	2	木			22	木	
	3	金			23	金	
	4	土			24	土	
	5	日			25	日	
	6	月			26	月	通告受付
	7	火	10:00 臨時会		27	火	通告締切り
	8	水	予備日		28	水	
	9	木			29	木	10:00 議会運営委員会
	10	金			30	金	
	11	土			31	土	
	12	日			1	日	
	13	月			2	月	10:00 開会日
	14	火			3	火	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	15	水			4	水	休会日
6月	16	木			5	木	9:30 常任委員会
	17	金	10:00 正副二役打合せ		6	金	9:30 常任委員会
	18	土			7	土	
	19	日			8	日	
	20	月	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明		9	月	9:30 常任委員会
	21	火			10	火	休会日
	22	水			11	水	9:30 常任委員会
	23	木			12	木	予備日
	24	金			13	金	予備日
	25	土			14	土	
	26	日			15	日	
	27	月	通告受付		16	月	
	28	火	通告締切り		17	火	9:30 一般質問
	29	水			18	水	9:30 一般質問
	30	木	10:00 議会運営委員会		19	木	9:30 一般質問
	1	金			20	金	予備日
7月	2	土			21	土	
	3	日			22	日	
	4	月	10:00 開会日		23	月	
	5	火	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会		24	火	9:30 予算決算委員会
	6	水	休会日		25	水	予備日
	7	木	9:30 常任委員会		26	木	10:00 議会運営委員会
	8	金	9:30 常任委員会		27	金	休会日
	9	土			28	土	
	10	日	予備日		29	日	
	11	月	休会日		30	月	10:00 閉会日
	12	火					
	13	水					
	14	木					
	15	金					
8月	16	土					
	17	日					
	18	月					
	19	火					
	20	水					
	21	木					
	22	金					
	23	土					
	24	日					
	25	月					
	26	火					
	27	水					
	28	木					
	29	金					
9月	30	土					
	1	日					
	2	月					
	3	火					
	4	水					
	5	木					
	6	金					
	7	土					
	8	日					
	9	月					
	10	火					
	11	水					
	12	木					
	13	金					
	14	土					
	15	日					
	16	月					
	17	火					
	18	水					
	19	木					
	20	金					
	21	土					
	22	日					
	23	月					
	24	火					
	25	水					
	26	木					
	27	金					
	28	土					
	29	日					
	30	月					

第4回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期22日間
11月	11	月	
	12	火	10:00 正副二役打合せ
	13	水	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	
	18	月	
	19	火	
	20	水	通告受付
	21	木	通告締切り
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	10:00 議会運営委員会
	26	火	
	27	水	
	28	木	10:00 開会日
	29	金	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	30	土	
12月	1	日	
	2	月	9:30 常任委員会
	3	火	9:30 常任委員会
	4	水	予備日
	5	木	予備日
	6	金	休会日
	7	土	
	8	日	
	9	月	9:30 一般質問
	10	火	9:30 一般質問
	11	水	9:30 一般質問
	12	木	予備日
	13	金	9:30 予算決算委員会
	14	土	
	15	日	
	16	月	予備日
	17	火	10:00 議会運営委員会
	18	水	休会日
	19	木	10:00 閉会日
	20	金	

第1回定例会会期日程（案）			
月	日付	曜日	会期27日間
2月	3	月	
	4	火	
	5	水	10:00 正副二役打合せ
	6	木	10:00 議会運営委員会 13:30 議案説明
	7	金	
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	
	12	水	
	13	木	通告受付
	14	金	通告締切り
	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	10:00 議会運営委員会
	19	水	
	20	木	10:00 開会日
	21	金	10:00 質疑・委員会付託 散会後 予算決算委員会
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	9:30 常任委員会
	26	水	9:30 常任委員会
	27	木	9:30 常任委員会
	28	金	9:30 常任委員会
3月	1	土	
	2	日	
	3	月	予備日
	4	火	9:30 一般質問
	5	水	9:30 一般質問
	6	木	9:30 一般質問
	7	金	休会日
	8	土	
	9	日	
	10	月	予備日
	11	火	休会日
	12	水	9:30 予算決算委員会
	13	木	予備日
	14	金	10:00 議会運営委員会
	15	土	
	16	日	
	17	月	休会日
	18	火	10:00 閉会日
	19	水	
	20	木	
	21	金	

※定例会及び臨時会の会期日程については、あくまでも（案）です。

各定例会（臨時会）の一つ前の定例会における2回目の議会運営委員会で正式に決定します。

令和6年第3回長久手市議会定例会
陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第3号 8月21日	議会運営 委員会	議員による職員への政党機関紙の 庁舎内勧誘行為の中止を求める 陳情	愛知県名古屋市北区 ████████████████████ 自治体職員をハラスメ ントから守る愛知県民 の会 代表 ████████████████████	

写

長久手市議会事務局
-6.8.21
令和6年8月21日
223

長久手市議會議長 殿

陳情者

愛知県名古屋市北区 [REDACTED]

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会
代表 [REDACTED]

議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会61か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市、蒲郡市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自肃を求める陳情が採択されました。また、庁舎内勧誘行為の実態が判明した安城市、あま市、津島市では、ハラスメント防止の観点から、事実上庁舎内勧誘が中止されました。 (資料①)

今まで、個人から自肃を求められていたと聞きましたが、貴議会においては、「職員からの相談がない等」との理由で「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があつた旨を伝える」となったそうです。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思います。例えば、日本共産党愛知県委員会は「ハラスメント撲滅プロジェクト」のパンフレットやホームページを作成し、精力的に取り組んでおられます。そこで私どもも、会の名称を「自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。

<https://www.jcp-aichi.jp/hbpi/> (資料②)

論点は、「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為が実際に続いている場合、職員はその勧誘行為をどのように感じているか」という2点だと思います。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は、庁舎管理規則で「許可が必要な行為」であるのが一般的であり、「無許可の営業行為は見逃さない」という厳しい姿勢が必要かと思います。

「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、近年の各自治体で先駆けて実態調査が行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)、多い自治体では8割(5人に4人)にのぼっています。

また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください(宇都宮市、霧島市等)。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員

の声が行政や議員に届くことはありませんでした。「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として職員の苦痛は「なかつたこと」にされたでしょう。

(資料③)

愛知県においては

安城市的調査結果（令和6年2月）においては、管理職153人のうち146人が回答。 庁舎内で勧誘をされた人76人（52%）、勧誘された際に心理的な圧を感じた人31人（41%）となっています。（資料④-1）

蒲郡市の調査結果（令和6年5月）においては、管理職93人が回答。 庁舎内で勧誘をされた人42人（52%）、勧誘された際に心理的な圧を感じた人26人（62%）となっています。（資料④-2）

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24日付）では、「議員と職員は事実上の上下関係」と見出しがついています（資料⑤）

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為ではないでしょうか。

ハラスメント防止の重要な視点は、「受け手がどのように感じているか」という想像力と実態調査です。東郷町では、町長から職員へのハラスメントが問題になりましたが、町長（当時）は「受け手の感じ方が重要だ」と考え、全職員にアンケート調査の実施に踏み切った結果、その調査をもとに適切な判断をすることができました。

貴議会においては、前回「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、今後ハラスメント防止のために以下の陳情項目を、職員を守るという観点から要望する次第です。

＜陳情項目＞

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙勧誘を希望する場合は、市の許可手続きを必ず取得するようしてください。
- ③ 議員からの申請で、勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

令和6年4月25日

部長級職員

課長級職員 各位

課長補佐級職員

企画部長

総務部長

政党機関紙の庁舎内勧誘行為等への対応について（通知）

令和5年第4回安城市議会定例会において、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自肅を求める陳情」が採択されました。

陳情事項の一つとして、職員が政党機関紙を購読するのは自由であるが、その場合は、配達及び集金については自宅等で対応することが求められています。

については、庁舎内における職員の中立性を損なうおそれがあることから、政党機関紙の勧誘、配達、集金等の行為に庁舎内で応ずることのないようにしてください。

また、各施設においても庁舎に準じて対応してください。

担当 企画部人事課職員係

（内線2014、直通71-2203）

企画部経営管理課行革・経営係

（内線2064、直通71-2205）

総務部行政課庶務係

（内線2043、直通71-2208）

【討議資料】 庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（61自治体）

北海道	千歳市 釧路市	千葉県	千葉市 習志野市	長野県	岡谷市
青森県	外ヶ浜町 大鰐町		港区 目黒区 狛江市 調布市 武藏村山市 清瀬市 稻城市	岐阜県	中津川市
岩手県	滝沢市	東京都		愛知県	高浜市 豊明市 安城市 津島市 蒲郡市 幸田町
秋田県	北秋田市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 上小阿仁村		藤沢市 茅ヶ崎市 南足柄市 綾瀬市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 逗子市 愛川町 真鶴町 松田町 寒川町 清川村	兵庫県	高砂市 明石市 芦屋市 西宮市 豊岡市
山形県	山形市 寒河江市			熊本県	荒尾市
福島県	川俣町 北塙原村	神奈川県		鹿児島県	霧島市 指宿市 日置市
栃木県	宇都宮市 壬生町				
埼玉県	加須市 和光市 美里町 上里町				

地方議会61か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他に、陳情提出をきっかけに「実態調査」を行った議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

参考）パワハラ防止条例制定相次ぐ（現在56自治体）



地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えていく。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。

（読売新聞3月24日付より引用）

条例制定にあたっては職員アンケートを実施する自治体が少なくない。暴言や威圧的行為等のハラスメントのなかでも、金銭授受を伴う政党機関紙の購読強要は悪質な事例といえ、行政の具体的な対応が求められる。

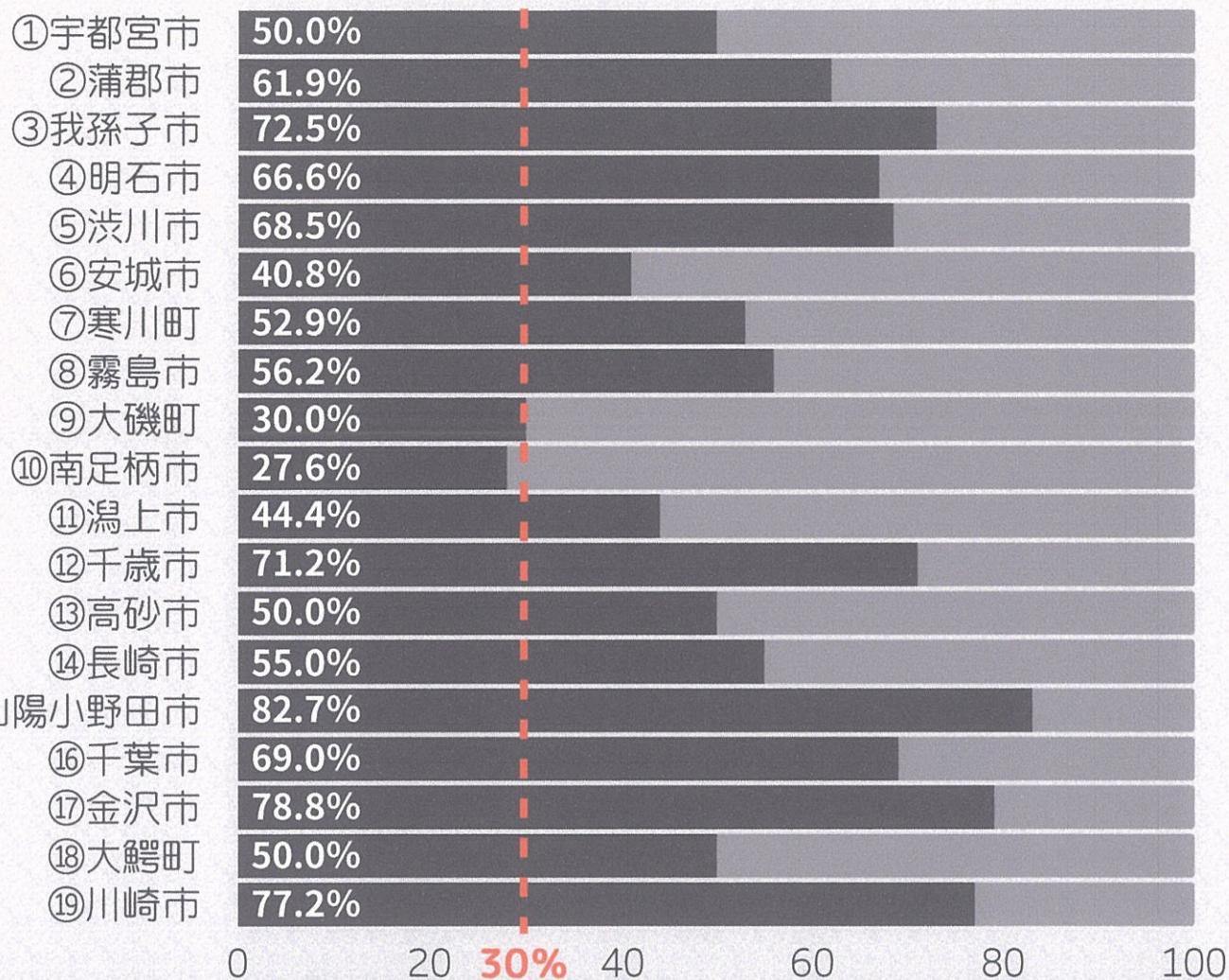
記事には「職員は議員にとつて石ころか何かだと思っているのだろうか」との職員の辛辣な訴えも掲載されている。



朝来市（兵庫県）が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止に望むことは何ですか」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止」と回答している。
(令和5年 職員187名が回答)

【討議資料】政黨機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



各自治体が実施した実態調査の結果、政党機関紙の勧誘時に「心理的圧力」を感じた職員が3割以上存在している自治体が大多数だった。心理的圧力は「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。自治体毎の結果（調査時期、正確な人数、備考）を以下に表記する。本調査結果は、各自治体が公表又は情報公開した文書に基づき作成した。

1 栃木県 宇都宮市（2024年5月）

対象：管理職員 228名 回答 175名（回答率 76.8%）

結果：同市市議会議員等から勧誘を受けたと 93人（5割強）が回答。最初に勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧力を感じた。圧力の内容は、（購読を断つたら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱だった。

2 愛知県 蒲郡市（2024年5月）

対象：全職員 回答数 93名

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、42人（4割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（42人）のうち、6割強（26人）が心理的圧力を感じた。

3 千葉県 我孫子市（2024年5月）

対象：管理職員 165名 回答 146名（回答率 88.5%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、80人（5割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（80人）のうち、7割強（58人）が心理的圧力を感じた。購読した職員の9割弱が契約書面を交わしていない。また、8割強が「購読継続の意志確認」が一切なく、切れ目なく、配達・集金が続けられている。

4 兵庫県 明石市 (2024年4月)

対象：管理職員 339名 回答 113名 (回答率 33.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと 37人 (3割強) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (37人) のうち、**7割弱 (22人) が心理的圧力を**感じた。

5 群馬県 渋川市 (2024年3月)

対象：職員 732名 回答 591名 (回答率 80.7%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと 107人 (2割弱) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (107人) のうち、**7割弱 (76人) が心理的圧力を**感じた。**仕方なく購読した人のうち、6割強 (43人) が「購読を今もやめたいと思っている」。**「断っても置いていき集金された」事例もあった。

6 愛知県 安城市 (2024年2月)

対象：管理職員 153名 回答 146名 (回答率 95.4%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたと 76人 (5割強) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (76人) のうち、**4割強 (31人) が心理的圧力を**感じた。また、**心理的圧力を感じた職員 (31人) のうち、7割強 (23人) が購読に応じた。**

7 神奈川県 寒川町 (2023年12月)

対象：管理職員 55名 回答 49名 (回答率 89.1%)

結果：同町議会議員から庁舎内で勧誘を受けたと 34人 (約 7割) が回答。町議から勧誘を受けた職員 (34人) のうち、**5割強 (18人) が心理的圧力を**感じた。**寒川町当局は、勧誘行為を行っている政党から許可申請がでておらず、許可証もないため、庁舎管理規則違反にあたると確認した。**

8 鹿児島県 霧島市 (2023年12月)

対象：管理職員 82名 回答 79名 (回答率 96.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと 63人 (約 8割) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (67人) のうち、**6割弱 (37人) が心理的圧力を**感じた。**庁舎内での集金100%、庁舎内の配達 96.8%。**勧誘は、すべて特定政党からで、勤務中 (対面・電話) が 88.1% にのぼった。

9 神奈川県 大磯町 (2023年8月)

対象：管理職員 115名 回答 57名 (回答率 49.6%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人 (2割) が回答。町議から勧誘を受けた職員 (20人) のうち、**3割弱 (6人) が心理的圧力を**感じた。

10 神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象：管理職員 49名 回答 43名 (回答率 87.8%)

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人 (4割) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (29人) のうち、**3割弱 (8人) が心理的圧力を**感じた。

11 秋田県 鴻上市 (2023年6月)

対象：管理職員 27名 回答 25名 (回答率 92.6%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**4割強 (4人) の心理的圧力を**感じ、4人ともが購読した。

12 北海道 千歳市 (2023年3月)

対象：管理職員 140名 回答 120名 (回答率 85.7%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人 (半数以上) が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割強 (47人) の心理的圧力を**感じ、35人が購読した。

13 兵庫県 高砂市 (2023年3月)

対象：管理職 163名 回答 132名 (回答率 81.0%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**5割 (16人) が心理的圧力を感じた。**

14 長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職 261名 回答 196名 (回答率 75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。市議から勧誘を受けた

職員のうち、**5割強 (94人) が心理的圧力を感じた。** **購読を断ったのちに「業務への影響、さらなる圧力」があった、と1割以上の職員が答えていた。**

15 山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職 237名 回答 146名 (回答率 59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割強 (43人) が心理的圧力を感じた。**

16 千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職 885名 回答 745名 (回答率 84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人 (73.3%) が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割弱 (377人) が購読への心理的な圧力を感じた。**

17 石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上的一般職員 667名 回答 537名 (回答率 80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人 (40.4%) が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱 (171人) が購読への心理的な圧力を感じた。**

18 青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員 141名 回答 47名 (回答率 33.3%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人 (34.0%) が回答。

町議から勧誘を受けた職員のうち、**5割 (8人) の職員が購読への心理的な圧力を感じた。**

19 神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員 3687名 回答 2903名 (回答率 78.7%)

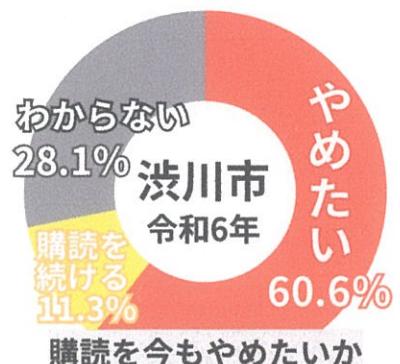
結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人 (39.8%) が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱 (891人) の職員が購読への心理的な圧力を感じた。**

職員の過半数が「購読をやめたいが言い出しにくい」



所沢市（埼玉県）の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しがにくい」と答えた。**また、「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも**「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」と答えた職員が6割以上にのぼった。**



上記自治体に加え、朝来市（兵庫県）、柏市（千葉県）、長生村（千葉県）など、「議員から職員へのハラスメントの実態調査」を実施に伴い、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった自治体が複数ある。また管理職9割以上が「慣習として仕方なく」購読していた壬生町（栃木県）では、庁舎内購読者は全員一旦やめた形をとり（購読者0に）、自分の意志で購読したい人だけ、改めて自主的に申し込むこととした。また、庁舎管理規則の厳密な適用を確認した。

ハラスメント撲滅プロジェクト（日本共産党愛知県委員会）

日本共産党

TOP 相談窓口 

ハラスメント撲滅プロジェクト

一人ひとりが
大切にされる社会を
いっしょにつくろう

ハラスメント撲滅プロジェクトは
日本共産党愛知県委員会がハラスメントの
ない社会をめざして立ちあげました。
身近にあふれる「ハラスメント」の正体を知り
一人ひとりが生きやすい社会を
いっしょにつくりませんか。




パワハラを含むあらゆるハラスメントの撲滅を掲げる
日本共産党愛知県委員会の特設ページ
<https://www.jcp-aichi.jp/hbpj/>

《パワーハラスメントとは》職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為（同ページより）

私たちは声をあげた人を決して孤立させず、
また声をあげられずに苦しんでいる人たちの痛みを自分の痛みとして
ともにたたかいたい。

だから当事者を真ん中にして、その願いに寄り添うことができる行政
や法整備に取り組んでいきたい。

国会では当事者の声を代弁するため、日本共産党国會議員が政府の認識をただし、法律の整備・改正を求める議論をしています。

（同ページより）

自治体職員へのセクハラ

もともら伸子衆議院議員 質問日 2019年3月7日

地方公共団体でのハラスメント対策状況について質問。日本自治体労働組合総連合（自治労連）が自治体病院の職員を対象に行った調査では、セクハラを18%、パワハラを39.5%が受けたという実態を指摘し、ハラスメントを防止する措置があることを周知するよう求めました。

写真：質問する木村伸子議員、7日、衆院本会議（しんぶん会議提供）



なかつたことにしたくない！

新免はるかさん
岡崎市議会議員

しもおく奈歩さん
前愛知県議会議員

新井あゆみさん
瀬戸市議会議員



あなたが経験したハラスメント、見聞き
したハラスメントを教えてください。
あなたの「なかつたことにしたくない」
を聞かせてください。（同ページより）

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならぬとするとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんもも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費を感じていた。
- ▶購買しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

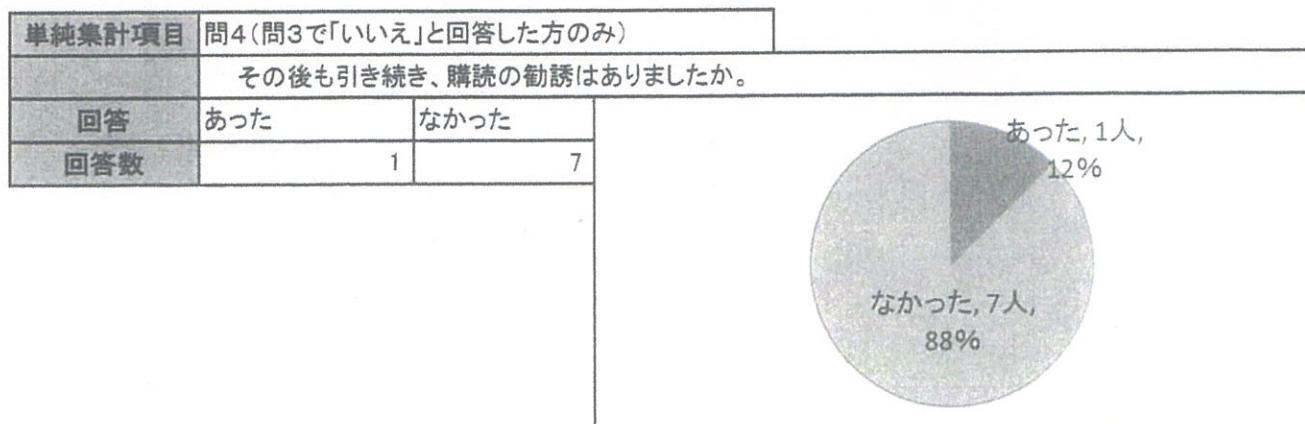
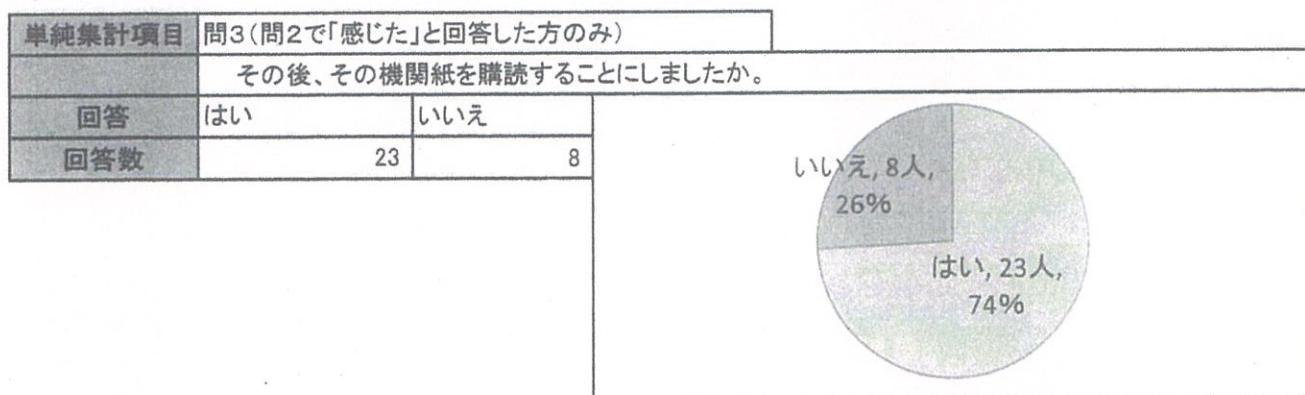
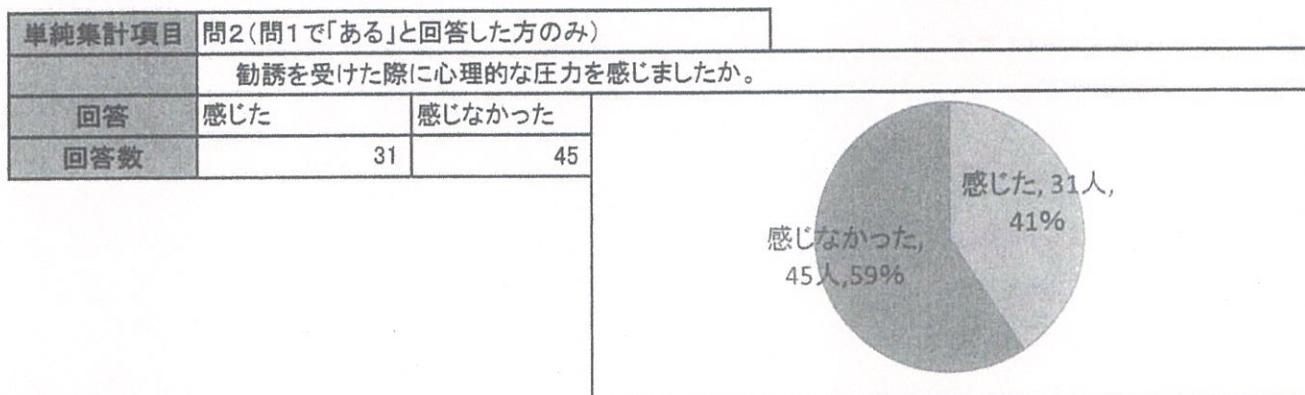
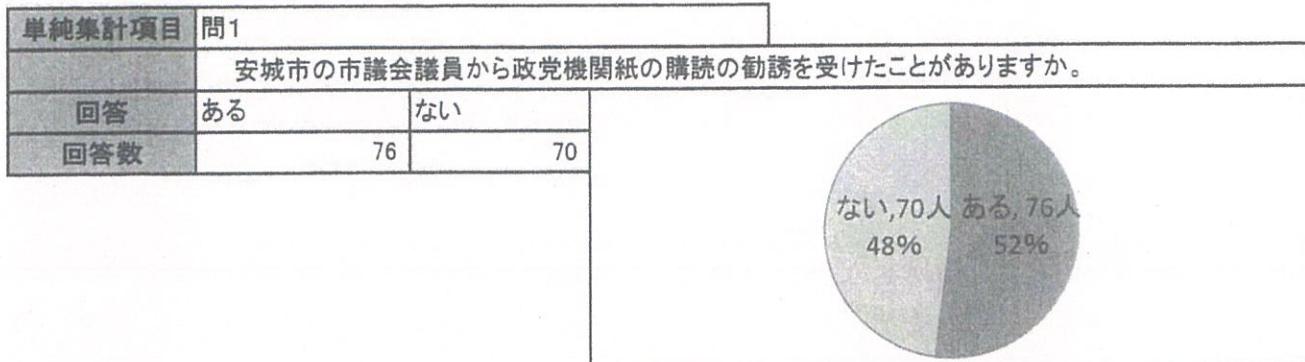
原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙の購読勧誘に関する職員アンケート 集計結果

集計日：2024年02月15日

集計期間	令和6年2月8日(木)～14日(水)
回答数	146
対象者	課長補佐級以上の職員153人



政党機関紙に関する職員アンケート結果

全部で93人の回答あり

(50代=44人、40代=21人、30代=17人、20代=11人)

(部長級=6人、次長級=9人、課長級=24人、補佐級=16人、係長級=9人、係長級未満=29人)

A 勧誘を受けた 42人 B 勧誘を受けなかった 51人

A 勧誘を受けた 42人のうち

圧を感じた 26人 (61.9%)

圧を感じなかった 16人

C 政党機関紙を購読している 21人 D 購読していない 72人

部長級 6人

A 勧誘を受けた 6人 B 勧誘を受けなかった 0人

A 勧誘を受けた 6人のうち

圧を感じた 4人 (66.7%)

圧を感じなかった 2人

C 政党機関紙を購読している 3人

次長級 9人

A 勧誘を受けた 7人 B 勧誘を受けなかった 2人

A 勧誘を受けた 7人のうち

圧を感じた 2人 (28.6%)

圧を感じなかった 5人

C 政党機関紙を購読している 6人

課長級 24人

A 勧誘を受けた 20人 B 勧誘を受けなかった 4人

A 勧誘を受けた 20人のうち

圧を感じた 16人 (80%)

圧を感じなかった 4人

C 政党機関紙を購読している 12人

補佐級 16人

A 勧誘を受けた 9人 B 勧誘を受けなかった 7人

A 勧誘を受けた 9人のうち

圧を感じた 4人 (44.4%)

圧を感じなかった 5人

係長級 9人 勧誘を受けなかった 9人

係長級未満 29人 勧誘を受けなかった 29人

特別職報酬等一覧表

資料第3号

	団体名 住基人口	議員数(人) 職員数(人)	市長(円)	副市長(円)	教育長(円)	適用年月日	備考	3役 改定予定	議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	議員(円)	適用年月日	備考	議員 改定予定	期末手当		適用年月日	備考	期末手当 改定予定	その他の手当	
																支給割合	加算割合				通勤手当	その他
	長久手市 60,985	18 442	895,000	729,000	663,000	R5.4.1		未定	496,000	430,000	378,000 (副)373,000	368,000	R5.4.1		未定	3.30 3.30	0.45 0.45	R5.4.1	3役 議員	未定	支給 3役	なし
1	瀬戸市 128,122	26 804	989,000	812,000	722,000	H30.4.1		未定	549,000	481,000	461,000 (副)456,000	451,000	H30.4.1		未定	3.30 3.30	0.45 0.45	R5.4.1	3役 議員	期末手当 支給割合 3.30-3.40	なし	地域手当 3役:6%
2	尾張旭市 83,822	20 652	983,000	788,000	707,000	H29.4.1	市長 副市長 教育長	986,000 790,000 709,000	533,000	464,000	426,000	426,000	H29.4.1	議長 副議長・議員	535,000 (副)465,000 (議)427,000	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	支給	地域手当 有:6%
3	日進市 93,774	20 514	992,000	815,000	731,000	H29.4.1		未定	523,000	464,000	430,000	430,000	H29.4.1		未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	支給 3役	なし
4	豊明市 68,326	20 442	985,000	804,000	740,000	R5.4.30		未定	499,000	445,000	405,000 (副)405,000	405,000	H24.4.1		未定	3.25 3.20	0.45 0.45	R4.12.1 H28.4.1	3役 議員	+0.1 +0.2	なし	なし
5	みよし市 61,485	19 524	923,000	761,000	691,000	H24.4.1		未定	496,000	425,000	397,000 (副)397,000	385,000	H25.4.1 H27.4.1 R2.4.1	議長 副議長 委員長・議員	未定	3.30 3.25	0.45 0.45	R5.4.1 R5.4.1	3役 議員	未定	なし	地域手当 10%
6	津島市 60,335	18 950	906,000	761,000	680,000	H27.4.1		各3,000↑	481,000	441,000	417,000	417,000	H25.4.1		各2,000↑	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	支給	なし
7	常滑市 58,452	18 1,003	919,000	753,000	673,000	H31.4.1		未定	489,000	429,000	392,000	392,000	H31.4.1		未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	なし	なし
8	愛西市 61,618	18 487	934,000	773,000	674,000	R2.4.1		各2,000↑	506,000	454,000	404,000	404,000	R2.4.1		各1,000↑	3.30 3.30	0.45 0.20	R5.4.1 R5.4.1	3役 議員	期末手当 +0.1	支給 3役	なし
9	清須市 69,172	21 448	920,000	750,000	670,000	H17.7.7		未定	515,000	425,000	405,000 (副)405,000	405,000	H18.5.1		未定	3.30 3.30	0.45 無	R5.4.1 R5.4.1	3役 議員	期末手当 +0.1	支給 3役	なし
10	岩倉市 47,790	15 399	989,000	816,000	716,000	H10.10.1 H24.4.1	市長・副市長 教育長	未定	512,000	462,000	431,000	431,000	H10.10.1		未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	なし	なし
11	弥富市 43,847	16 347	931,000	777,000	672,000	H28.10.1		未定	498,000	446,000	398,000 (副)398,000	398,000	H28.10.1 H25.4.1	議長・議員 副議長	未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	支給 3役	なし
12	犬山市 72,733	18 573	964,000	800,000	710,000	H25.4.1		未定	527,000	487,000	472,000	472,000	H25.4.1		未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	なし	地域手当 有:6%
13	高浜市 49,154	14 287	901,000	749,000	642,000	H7.1.1 H27.4.1	市長・副市長 教育長	未定	457,000	393,000	367,000	367,000	R5.4.30		未定	3.30	0.45	R4.4.1		期末手当 +0.1	なし	なし
14	田原市 59,573	18 645	930,000	780,000	690,000	H16.4.1 R5.4.1 H29.4.1	市長 副市長 教育長	未定 未定 未定	500,000	430,000	410,000 (副)390,000	390,000	H29.4.1 H31.4.1	議長 議長以外	未定	3.30	0.45	R5.4.1		期末手当 +0.1	なし	地域手当 有:6%

※ 住基人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

※ 議員数は、令和5年4月1日現在の議員数である。

※ 職員数は、令和5年4月1日現在の三役を除いた職員数である。

参考

団体名 住基人口	議員数(人) 職員数(人)	市長(円)	副市長(円)	教育長(円)	議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	議員(円)
上記市町の平均 68,443	17 538	947,571 100%	781,357 82.5%	694,143 73.3%	506,071 53.4%	446,143 47.1%	415,357 43.8%	412,357 43.5%
長久手市 60,985	18 442	895,000 100%	729,000 81.5%	663,000 74.1%	496,000 55.4%	430,000 48.0%	378,000 42.2%	368,000 41.1%

※ 各欄の下段は、市長に対する比率である。

◎会議開催数

年 次	本 会 議			左記の 総審議日数	
	定 例 会	臨 時 会			
平成24年	4回	24日	1回	1日	25日
平成25年	4回	24日	2回	3日	27日
平成26年	4回	24日	1回	2日	26日
平成27年	4回	24日	2回	3日	27日
平成28年	4回	24日	1回	1日	25日
平成29年	4回	24日	1回	1日	25日
平成30年	4回	25日	1回	1日	26日
平成31年 令和元年	4回	24日	2回	2日	26日
令和2年	4回	23日	3回	4日	27日
令和3年	4回	25日	3回	3日	28日
令和4年	4回	24日	1回	1日	25日
令和5年	4回	24日	2回	3日	27日

◎委員会開催数

年 次	総務	建設 (～H25.6.30) くらし建設	民生文教 (～H25.6.30) 教育福祉	予算決算委員会 (分科会含む) (H31～)	議会運営委員会	特別委員会	広報広聴 協議会	左記の総審議日数
平成24年	6日	5日	6日		15日	17日		49日
平成25年	5日	4日	6日		23日	23日		61日
平成26年	6日	3日	5日		18日	28日		60日
平成27年	7日	5日	6日		17日	14日		49日
平成28年	5日	5日	7日		17日	13日		47日
平成29年	8日	5日	6日		16日	21日		56日
平成30年	7日	6日	7日		18日	15日		53日
平成31年 令和元年	1日 9日 (H31.4.1～総務くらし建設)	1日	8日	26日	18日	13日		76日
令和2年	12日		8日	27日	23日	25日		95日
令和3年	8日		7日	30日	18日	9日	4日	76日
令和4年	8日		7日	25日	17日		5日	62日
令和5年	10日		6日	25日	15日		6日	62日

※ 特別委員会内訳

- ・議会だより編集特別委員会(平成12年3月23日～令和3年5月17日)
- ・予算特別委員会(～平成30年)
- ・決算特別委員会(～平成30年)
- ・議会基本条例検討特別委員会(平成24年6月27日～平成26年12月19日)
- ・議会改革特別委員会(令和2年3月18日～令和3年5月17日)

◎代表質問・個人質問延べ人数

年 次	代表質問	個人質問	計
平成24年	8人	63人	71人
平成25年	8人	59人	67人
平成26年	8人	58人	66人
平成27年	8人	58人	66人
平成28年	11人	56人	67人
平成29年	12人	54人	66人
平成30年	6人	58人	64人
平成31年 令和元年	6人	58人	64人
令和2年	0人	46人	46人
令和3年	4人	62人	66人
令和4年	6人	60人	66人
令和5年	6人	56人	62人

※ 平成30年から代表質問は年2回から年1回(第1回定例会のみ)に変更

※ 令和2年第1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一般質問中止